

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

72 認知症対応型通所介護／74 介護予防認知症対応型通所介護

【要否欄凡例】

- …体制届と同時に提出が必要
△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	全ての区分		別途、指定申請又は変更届の提出を要します。	□
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	－
割引	2 あり	別紙5-2	地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	□
職員の欠員による減算の状況	1 なし 以外		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	□
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)		添付書類なし	－
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者	 □ □ □ □
業務継続計画策定の有無	1 減算型(新規) 2 基準型		添付書類なし	－
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		感染症や非常災害の発生時における業務継続計画策定及び措置状況が分かる書類 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画書(業務継続計画書) 業務継続計画に従い必要な措置を講じたことを示す書類	 □ □
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	2 あり		感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式	□
時間延長サービス体制	2 あり		運営規程	□
入浴介助加算	2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施したこと又は実施することが分かる資料 浴室の平面図	 □ □
	3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		添付書類なし	－
個別機能訓練加算	2 あり		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 機能訓練指導員の資格証の写し	 □ □
ADL維持等加算[申出]の有無	2 あり		添付書類なし	－
若年性認知症利用者受入加算	2 あり		添付書類なし	－
栄養アセスメント・栄養改善体制	2 あり		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 管理栄養士の資格証の写し	 □ □
口腔機能向上加算	2 あり		従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し	 □ □
科学的介護推進体制加算	2 あり		添付書類なし	－
サービス提供体制強化加算	5 加算Ⅰ	別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	□
			【介護職員等の状況】	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△
			2. 介護福祉士の資格証の写し	△
			3. 勤続年数を証明する書類	△
			4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	△

72 認知症対応型通所介護／74 介護予防認知症対応型通所介護

【要否欄凡例】
□…体制届と同時に提出が必要
△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
サービス提供体制強化加算	4 加算Ⅱ	別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 【介護職員等の状況】 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	□ △ △ △
	6 加算Ⅲ	別紙14-3	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 【介護職員等の状況】 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	□ △ ※2、3又は4のいずれか一つ
介護職員等処遇改善加算	1 なし 以外		別途、運営法人ごとに処遇改善加算計画書、実績報告書を所定の時期に提出する必要があります。 加算を取得する事業所の追加または区分の変更等については、別途処遇改善加算計画の変更届が必要です。	